第97回大阪市大規模小売店舗立地審議会会議要旨

1　日　　時　令和８年７月15日(水)　午前10時開会 午前11時52分閉会

2　場　　所　大阪産業創造館　11階会議室

3　出 席 者

⑴　委　員　白会長、上田委員、菅原委員、西堀委員、松尾委員

⑵　事務局　経済戦略局：植田商業担当課長、河渕商業担当課長代理

4　議　　題

大規模小売店舗立地法に基づく届出案件の審議について

①　（仮称）ライフ豊崎店（北区：新設）

②　（仮称）オーケー下新庄店（東淀川区：新設）

③　（仮称）オーケー長吉店（平野区：新設）

5　議 事 要 旨

⑴　届出案件に係る届出内容について、設置者より説明を行った。

⑵　届出案件の審議に際し、審議会委員から意見等があった。

主な意見等は次のとおり

①（仮称）ライフ豊崎店

・　審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

・　新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。

・　当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。

・　交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

・　騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等により、一層の配慮を行うよう努められたい。

②（仮称）オーケー下新庄店

・　審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。

・　新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
・　当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
・　交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。
・　騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施にあたっては、周辺の生活環境の悪化防止等により、一層の配慮を行うよう努められたい。

③（仮称）オーケー長吉店

・　審議会としては届出内容が交通・騒音・廃棄物等の配慮事項について法の趣旨や指針を踏まえられていることから、生活環境保持の見地からの意見は有しない。
・　新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努められたい。
・　当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努められたい。
・　交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。

6　配 布 資 料

資料１　次第

資料２　配席図

資料３　委員名簿

7　問い合わせ先　　大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課

（電　話）０６－６６１５－３７８４

（ＦＡＸ）０６－６６１４－０１９０